

キャリア教育推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、キャリア教育推進協議会（以下「協議会」）という。

(目 的)

第2条 協議会は、宮城県鹿島台商業高等学校の生徒に望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 効果的なキャリア教育が推進されるよう、進路指導・キャリア教育等の指導計画に関する意見や協力を図る。
- (2) 産業界・関係機関・地域との連携を図る。
- (3) 社会人講師等、外部人材の積極的活用を図る。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、宮城県鹿島台商業高等学校に置く。

(協議会の構成)

第5条 協議会は、事務局より推薦された委員をもって構成する。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名 座長 1名 事務局長 1名

(役員の選出)

第7条 役員は、事務局の推薦により選出し任期を1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長は諮問機関としてキャリア教育推進委員会（事務局）を招集し、会務執行について協議することができる。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 座長は、協議会の議事の遂行を行い、意見を集約する。
- (3) 事務局長は、会議の進行を行う。

附則1 この会則は、平成22年4月から施行する。

附則2 この会則は、一部改定し、平成25年4月より施行する。

「キャリア教育推進協議会」

事務局：宮城県鹿島台商業高等学校

〒989-4104 宮城県大崎市鹿島台広長字杢師前44

電話 0229-56-2664 FAX 0229-56-2461

ホームページ（随時更新中）

学校トップページ（キャリア教育のページもあります）

<http://kasimada-i-ch.myswan.ne.jp/>



11月10日から3日間にわたり“鹿島台互市” および 不定期に
“鹿島台昭和のふれあい互市”が盛大に開催されました。